平成２２年（フ）第３９４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町502番地ロ
債務者　押川健一郎
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５１号
宮崎市佐土原町下田島9526番地２　県営松小路Ａ団地２棟303号
債務者　畑尾布由子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５７号
宮崎市新別府町城元216番地２
債務者　保坂　栄子（旧姓中武）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６９号
宮崎市恒久５丁目７番地９
債務者　岡本真由美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６２号
鹿児島県姶良市平松5000　鹿児島センター内、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2918番地11
債務者　長友　文彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２６３号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2918番地11
債務者　長友恵津子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１０５号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町11番地２　２Ｆ
債務者　白畑美智子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３９４号
長野市三本柳東３丁目78番地　オリンピアＧ棟
債務者　田村　敏男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
長野市三本柳東３丁目78番地　オリンピアＧ棟
債務者　田村つぎ子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８１号
高知市河ノ瀬町184番地　サンビレッジれんげ草Ｃ203号
債務者　藤島　啓子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８７号
高知市朝倉甲299番地１
債務者　山下　正美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９２号
高知県南国市比江123番地
債務者　島田　浩美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９５号
高知市長浜4361番地　市住77号
債務者　前田　忠子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９９号
高知市愛宕町３丁目12番６号　丸佐コーポ３Ｃ号
債務者　岡﨑　英俊
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９００号
高知市中久万605番地
債務者　松本　通照
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
長崎県対馬市美津島町鴨居瀬370番地８
債務者　勝見實知子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿屋市川西町4715番地
債務者　内山　靖夫
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係